障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令 新旧対照条文

| 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)(附則第四条関係) | 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)(抄)(附則第三条関係) | 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(抄)(附則第二条関係) | 目次 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|
| 6 | 3 | | |

(傍線部分は改正部分)

| 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する一〜十 (略)九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第 | (略) | | 。 五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする第二十五条の十一 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の | (略) (略) | 九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法一〜八 (略) | 次のとおりとする。 | 八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十 | 第二十五条の七(法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一) | 改正案 |
|--|-----|---------|--|---------|---------------------------------------|-----------|---|----------------------------------|-----|
| 一~十 (略) 一~十 (略) 一~十 (略) 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第 | (略) | ->+ (略) | 。 | (略) | 一~八 (略) | | 八第二項において準用する場合を含む。) の政令で定める法律は、条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十 | 第二十五条の七(法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一 | 現行 |

| | | | | | _ |
|----|--------------|--|----------------------------------|-----|----|
| 法律 | 一~十 (略) | 係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとお六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)に | 第二十七条の十九(指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十) | (略) | 法律 |
| | 一~十 (略)りとする。 | 係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとお六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)に | 第二十七条の十九(指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十) | (略) | |

(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

| 2 (略) (法第五十条第一項第九号の政令で定める法律) (法第五十条第一項第九号(同条第三項において準用する場合を高法第五十条第一項第九号(同条第三項において準用する場合を当。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。 (法第五十条第一項第九号の政令で定める法律) | (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律(平成二十三年法律第七十九号) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。 リータ 八 (略) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) | 改正案 |
|--|--|-----|
| 2 (略) (法第五十条第一項第九号の政令で定める法律) (法第五十条第一項第九号(同条第三項において準用する場合を) の政令で定める法律は、次のとおりとする。 | 2 (略) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) (法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。 「一个八 (略) (略) | 現行 |

項第五号の政令で定める法律) (法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三

において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一

八一障害者虐待一~八 (略)

次のとおりとする。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法

律

める法律)(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定

に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者第二十六条の十五(指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二)

|〜十 (略)

の政令で定める法律)(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号)

- 項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 第三十八条 - 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三

| ~ 十 (略)

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

項第五号の政令で定める法律) (法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三

、次のとおりとする。(おいて準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一

める法律)(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定

に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者第二十六条の十五(指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二

一~十 (略)

の政令で定める法律)(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号)

項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三

| 〜 十 (略)

| 法 | 十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 一〜十三 (略) | 第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 | 第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項 | 政令で定める法律) | (法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の | 法 律 |
|---|--|-------------------------|-----------------------------------|-----------|--------------------------------|------|
| | 養護者に対する支援等に関する | とおりとする。 | いて準用する法第五十条第一項 | | する法第五十条第一項第九号の | |
| | 一~十三 (略) | 第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 | 第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法 | 政令で定める法律) | (法第六十八条第二項において準用する法第五十条 | |

法第五十条第一項

(傍線部分は改正部分)

| 五·六 (略) | 六・七 (略) |
|---------------------------------|---------------------------------|
| | 臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。)。 |
| | 保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること(大 |
| | 律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の |
| | 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法 |
| 四 (略) | 四 (略) |
| 祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)。 | 社の増進に関すること (企画課の所掌に属するものを除く。)。 |
| 三 精神障害者(知的障害者を除く。第五号において同じ。)の福 | 三 精神障害者(知的障害者を除く。第六号において同じ。)の福 |
| (略) | |
| 第百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 第百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| (障害福祉課の所掌事務) | (障害福祉課の所掌事務) |
| | |
| 一・二 (略) | : : : (略) |
| び次に掲げる事務をつかさどる。 | 掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号までに掲げる事務及 | 2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号まで及び第十九号に |
| | るものを除く。)。 |
| | 護者に対する支援に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属す |
| | 防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養 |
| | 法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の |
| | 十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する |
| | |
| 第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| (社会・援護局の所掌事務) | (社会・援護局の所掌事務) |
| 現行 | 改正案 |